

情 個 審 答 申 第 2 号

平成 2 5 年 1 2 月 9 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 4 年 3 月 7 日付け廃指発第 8 6 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市の公の施設（リサイクル情報プラザ）の指定管理者の指定に係る「リサイクルプラザ管理運営共同企業体」の申請書に関する文書等開示（一部請求拒否）決定（平成 2 4 年 1 月 2 4 日付け廃指発第 2 9 号）に対する異議申立てについて

[諮問第 1 号]

別 紙

諮問第 1 号

答 申

目 次

第 1	審議会の結論	・・・ P 1
第 2	異議申立ての経緯	・・・ P 2
第 3	申立人の主張	・・・ P 3～4
第 4	実施機関の主張	・・・ P 5～20
第 5	審議会の判断	・・・ P 21～24

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示決定は、一部妥当でない。

平成 24 年 1 月 24 日付け廃指発第 29 号により行った文書等の開示請求に対する開示決定で開示するとした部分のうち、本件異議申立人（以下「申立人」という。）の主張する熊本市情報公開条例第 7 条第 3 号アに該当するとして不開示を求めた部分については、指定管理者選定の申請にあたって共同企業体から提出された申請書における構成企業の実印の印影部分を不開示とすべきである。

第2 異議申立ての経緯

平成23年12月21日に「平成24年度から熊本市リサイクル情報プラザの指定管理者として選定されたリサイクルプラザ管理運営共同企業体が申請にあたって提出された申請書（添付書類2～10を除く）」（以下「本件文書」という。）について、請求者から文書等開示請求書が提出された。開示請求に係る文書等には第三者に関する情報が記録されているため、熊本市情報公開条例第14条及び熊本市情報公開事務取扱要綱第4第2項の規定に基づき、当該第三者となる申立人から「文書等の開示請求に関する意見書」により意見を聴取し、熊本市情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当する部分を除き文書等開示（一部請求拒否）決定をした。

本件異議申立ては、申立人がその文書等開示決定の開示部分に熊本市情報公開条例第7条第3号アに該当する部分があるとして、同部分の開示を求めたものである。

第3 申立人の主張

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

この度の情報公開に関して特別な理由があり異議申立てをしている。申立人の管理する他指定管理施設の申請書は過去にも数回、情報公開条例に基づく部分開示に応じてきた。しかしながら、今回の情報開示請求者が、請求者の関係者から私自らが聞き及んでいる事実で、一市民ではなく指定管理者を業としている同業他社であることを知っていることから異議申立てを行っている。

よって、同業他社が申請書の開示請求を行っていることを前提に、以下の通り不開示に関する考えを申し立てる。

- 1 熊本市情報公開条例第7条第3号アの規定にあるように、同業他社が申請書を開示し、申立人のノウハウや営業秘密（提案書の情報）を利用又は公開された場合、申立人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する結果となることが強く懸念される。
- 2 熊本市情報公開条例第4条に開示を請求するものの責務が規定されているが、請求者が同業他社であることから、絶対に第三者の権利等を害する恐れが無いという担保が何もなく、請求者の個人・法人に何らかのアプローチがされるなど、不当目的で使用される恐れを否定できない。
- 3 熊本市情報公開条例第7条第1号に規定されているように、法令等によって開示されることが許されないと考えられる事項として、以下のケースがあてはまると考える。（請求者が同業他社であることから特に許されない）
 - ア 不正競争防止法第2条第4項で営業秘密の定義があるが、ここで定める「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報とは、指定管理者施設運営のノウハウと指定管理者申請書自体にあたるといえる。
 - イ 知的財産基本法第2条に知的財産とは「事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう」と定義されている。申立人は、指定管理者申請書作成コンサルタントも業としていることから申請書自体が知的財産（意匠権も含む）にあたるといえる。
- 4 申請書には、申請者の知的所有権が含まれていると考える。申立人の培ってきた管理運営のノウハウは、申立人独自のものであることから権利が発生する。この知的所有権をむやみに公開することは出来ないと考え、同業他社に公開する事で権利を剥奪される可能性もあると考える。

申立人は、指定管理者業界における民間の競争経済活動の中で切磋琢磨しながら

ら収益を上げている。それだけに申請書（提案書）は、営業秘密であり知的財産が多数含まれた商品である。この商品価値を是非ご理解頂きたい。

情報公開制度を利用して申請書（提案書）を取得し、指定期間満了時の次の公募又は他指定管理者施設の提案書に利用されることがあれば、申立人と同様の提案がなされ、公平な公募審査が行われないと考える。このような手法は、情報公開条例の「市民の知る権利」を悪用した最たるものとする。

第4 実施機関の主張

実施機関が、請求拒否理由説明書及び口頭による意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

申立人の異議申立ての趣旨及び理由は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条3号ア「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの」が開示決定をした文書、図画等に多数記載されているとしている。

しかし、申立人に照会し、開示されると支障が生じると回答した部分に熊本市「情報公開事務の手引」の第7条第3号（法人等に関する情報）の具体例に該当する部分は見当たらなかった。

また、指定管理者に選定された団体については、指定管理者のノウハウに属するものであっても選定の透明性、公平性を確保するため、又、公の施設を管理運営するものであり、利用する市民に影響のある部分については行政運営の透明性を確保するため公開すべきと考え処分を決定した。

申立人は、開示決定された文書（以下「申請書」という。）にリサイクルプラザ管理運営共同企業体（以下「企業体」という。）の構成企業の企業秘密が多数記されており、開示されることで企業体の構成企業の競争上の地位を害され、企業運営に多大なる損害を被る可能性があるなどとして、今回の開示決定に対して異議を申し立てている。

本件文書はプラザの指定管理者として選定されるべく申立人によって作成されたものであり、本件文書に盛り込まれている項目、事業内容、表現手法等には、これまでに申立人が蓄積してきた企業経営による経験や他の指定管理施設での実績に基づくノウハウと言える部分が多々あると思われる。

しかし、申立人が不開示とすべきと指摘した部分には、指定管理者による管理運営が始まればプラザ利用者が当然知ることとなるような内容が数多く含まれており、また、公の施設の管理運営において、プラザ利用者の安全安心に関する基本的な部分、例を挙げれば、緊急時の対応体制（プラザ利用者の安全安心に関わる部分）などについても不開示にすべきとしている。

情報公開請求できる者が、申立人の企業経営と競合する他企業のみであれば異議申立人の今回の申立てもある程度は容認できる。しかしながら、情報公開請求は何人も可能であり、前記した緊急時の対応体制などについて市民から開示請求があれば開示すべきものと考えられる。

このような点に留意しながら、当庁が開示するか否かについて再度検討を加え判断した理由を「（１）条例第7条の不開示情報に該当せず、開示することが妥当と考えられるもの」及び「（２）開示することにより、企業体の競争上の地位、財産権その他正当

な利益を害する恐れがあると考えられ、不開示が妥当と判断したもの」に区分し、それぞれの区分について申請書の各ページの当該部分及び別添資料について説明を行っていく。

1 条例第7条の不開示情報に該当せず、開示することが妥当と考えられるもの。

(1) 公の施設の管理運営を指定管理者に委ねるにあたって、プラザ利用者である市民に対しての説明責任の点に着目して開示の可否を判断したもの。

ア P2の文書1段目本文の6行～8行、2段目の7行～8行、4段目の2行～5行の文書

P3の文書3段目の4行～5行の文書

これは企業体個々の企業経営方針等ではなく、プラザの管理運営方針であり、市民に対しプラザの設置目的を周知するとともに、プラザの利用促進のためにも開示するのが妥当である。

イ P9の本文3行～5行、13行～14行の文書及び下段の図画中の文言

公の施設の管理運営業務を受託したものとして取り組むべき当然の運営姿勢が記載されたものであり、また「隠す」から「見せる」への業務姿勢の変化については、構成企業が工場見学者を多数迎え入れていることは周知のことであり、これらを開示することによって不利益が生じるとは考えられないため、開示するのが妥当である。

また、図画中の文言については、顧客サービスを業としている者であれば当然念頭に置く内容であり、異議申立人が不開示とすべきとしている一部の文言を開示しても特段の不利益が生じるとは考えられないため、開示するのが妥当である。

ウ P17の上段の文書と写真とその下の文言

上段の見出し文書、本文3行目から4行目の文書及び11行目の文書については、石坂グループの運営手法の導入や民間リサイクルショップとの競争について記載されているが、通常考え得る手法であり営業上のノウハウといえるほどの情報とは考えられず、開示するのが妥当である。

写真については構成企業のリサイクルショップの風景写真であり、その場所を訪れた者は誰でも目にする光景であり、開示するのが妥当である。

上段本文の5行目から8行目の文書については、構成企業全体ではなく、リサイクルショップのみの年間売り上げや販売個数が記載されており、これは社会的評価、社会的信用に関する情報に該当すると判断され、不開示とする。

エ P20下段の図画

この図画は、P20の本文を図式化したものであり、本文を開示するのであれば不開示とする必要はなく、また、不平等な差別的取り扱いやクレームなどが、施設の管理運営を行うものによって、どのように処理され、どのような対応がなされるのかを市民に説明するためにも、開示するのが妥当である。

オ P 2 1～2 3の文書と図画

法令順守や高齢者、障がい者などへの配慮、人権、プラザ利用者の平等利用など、市民が利用する施設の管理運営者として当然なすべきことを表現したものであり、開示するのが妥当である。

カ P 2 4の文書の4行目見出しとその本文の4行～6行の文書

SWOT分析は、経営者等には一般的に知られた戦略計画ツールであり、インターネットにより容易に情報の入手が可能で、この分析手法を取り入れることを開示しても不利益が生じるとは考えられないため、開示するのが妥当である。

キ P 2 4の中段本文の3行～5行の文書

これは企業体個々の企業経営方針等ではなく、プラザの管理運営方針であり、市民に対しプラザの設置目的を周知するとともにプラザの利用促進のためにも、開示するのが妥当である。

ク P 2 6中段の2行

SWOT分析については、このページのカで説明したとおりであり、またその分析結果を具現化することは当然のことで、開示するのが妥当である。

ケ P 3 3の表

管理運営に係る組織体制や職員配置については、市民への説明責任や施設の管理運営の透明性の確保の観点から開示するのが妥当である。

ただし、P 3 3表中の氏名（代表は除く）、年齢及び「資格・経歴」欄の代表者としての役職名については除く、個人が特定され得る情報であり不開示とする。

また、P 3 2の図画の最下段の構成企業より出向予定部分については、人事等の企業の内部管理に関する情報であり不開示とする。

コ P 3 4の2行目見出し、6行～11行の文書

構成企業の代表者が別企業の取締役社長であることは、P 3 3表中の最上部に記載されており、またセキュリティアドバイザーとして活動していることは、インターネット等によって容易に知り得る事実であることから、開示するのが妥当である。

警備体制の構築や警備計画の策定は施設管理者とし当然行われるべきものであり、具体的な警備体制の構築内容や警備計画が記載されていないこと、またプラザ利用者の安全安心に関わる事項であることから開示するのが妥当である。

サ P 3 5の写真

防犯カメラについては、ダミーカメラの存在や設置箇所を伏せれば警備上の支障はなく、また防犯カメラのイメージ写真を開示したとしても問題はないと考えられる。

その他3点の写真についても一般的に目にするものであり、市民に対する説明責任やプラザ利用者の安全安心の観点から、開示するのが妥当である。

シ P 3 7の下から5行目～1行目の文書

廃棄業務や警備体制など施設の管理運営に関する部分については、適切な管理運営が可能な体制であることを市民へ説明するためにも開示するのが妥当である。

構成企業名については、異議申立人がこの企業の取締役社長を務める企業であることが、P 3 3 表中の最上部に記載されており、プラザの管理運営に協力することは容易に想像できることから開示するのが妥当である。

ス P 3 8 の下から 5 行目の見出しと文書

この文書の末尾で「これこそが、リサイクル情報プラザが率先垂範して市民の方々にお伝えすべきことと考えています。」と自ら述べている。

また、構成企業は、廃棄物処理関連の企業であることは周知の情報であり、一般廃棄物処理・譲渡品処分等を企業体の構成企業が行うことは誰しも想像に難くはないと考えられる。

このようなことから、開示するのが妥当である。

セ P 4 5 の下段の図画

図画上部の 3 行の文書の内容を模式図にしたものであり、特にノウハウといえる内容とは考えられず、開示するのが妥当である。

ソ P 4 8 の上段本文の 8 行目、下から 4 行目から P 4 9 にかけての文書

P 4 8、P 5 0 の図画

P 5 1 の 1 段目本文の 3 行～4 行の文書

個人情報保護に関する 4 つの対策については、インターネットによって容易に知り得るものであり、また、その他の個人情報保護の取り組みに関する部分については、プラザ利用者の安心と市民への説明責任の観点から開示するのが妥当である。

タ P 5 4 の写真と図画

写真については、施設を訪れた者は当然目にするものであり、また、図画に記載されている苦情対応の P D C A サイクルの手法は、I S O により規格化されており、各種企業において利用されている。

さらに、施設の管理運営等に対する意見や要望がどのように処理されどのように活かされるかはプラザ利用者にとって重要な事柄であり、市民への説明責任の観点から、開示するのが妥当である。

チ P 5 8 の中段本文の 6 行～7 行の文書と下段の図画

企業体構成企業の代表者が警備会社の代表であることは周知のことであり、当人の点検結果を基に安全確保のための方策を立てることを公開しても不利益が生じるとは考えられない。

また、施設の管理運営においてどのような安全対策が採られているかはプラザ利用者にとって重要な事項であり、プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点から開示するのが妥当である。

ツ P 5 9 の図画と写真

緊急時の対応体制や危険防止の対策は、プラザ利用者の安全確保に直結するものであり、開示するのが妥当である。

テ P 6 0 の図画と写真

A E D の使用方法についての職員研修や機器の日常点検は企業体に限らず、通常一般的に行われるものである。

また、防犯監視カメラシステムについても、他に例を見ない特別な防犯対策とは考えられず、開示することによってプラザ利用者等の安全が脅かされるような情報とも言えない。

プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点から、当庁が不開示とした部分以外は開示するのが妥当である。

ト P 6 1 の上段文書と写真

広い施設の死角となる部分を監視カメラで監視するのは当然のことであり、また企業体の構成企業の事務所で監視カメラの状況を確認することを開示しても警備上の支障となるとは考えられず、プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点からも当庁が不開示とした部分以外については、開示するのが妥当である。

ナ P 6 2 の図画

このような災害対応マニュアルは、インターネットで他施設のマニュアルが容易に閲覧可能である。また施設の管理運営において緊急事態が発生した際に、どのような対応が採られるのかということはプラザ利用者にとって重要な事項であり、プラザ利用者の安全安心と市民への説明責任の観点から開示するのが妥当である。

ニ P 6 4 の図画

同上（当庁が不開示とした部分を除く）

（２）自治体等が指定管理者制度を導入する理由を改めて説明するものである点に着目して開示の可否を判断したもの。

ア P 4 の中段本文 5 行～ 7 行の文書と下段の図画

指定管理業務を受託しようとするものが、当然考慮すべき事項であり、開示しても不利益が生じるとは考えられない。また、図画については本文の内容を模式図にしたものであるが、秘密にするまでの情報とは言えないと判断されるため、開示するのが妥当である。

イ P 6 の上段本文 3 行～ 4 行の文書と図画

文書については、P 6 の上段本文 1 行～ 3 行に記載されているプラザを取り巻くいろいろな環境の関係を理解していないとプラザの管理運営が成功しないとして、フローチャートを作成したことを述べているものであり、開示することによって不利益が

生じるとは考えられず、開示するのが妥当である。

図画については、プラザを取り巻く環境について異議申立人が独自に考えた関係図であり営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

ウ P 6 の下段本文 4 行～ 6 行の文書

指定管理業務を受託しようとするものが、当然考慮すべき事項を記載したものであり、開示しても不利益が生じるとは考えられず、開示するのが妥当である。

(3) 指定管理者によるプラザの管理運営が始まれば、プラザ利用者や講座受講者、その他に広く知られる内容である点に着目して開示の可否を判断したもの。

ア P 5 の中段の見出し、中段の 1 行～ 3 行及び 7 行から 8 行の文書と図画

仕様書 P 4 「3. 協力体制(4)②」の中で、東部環境工場、三山荘、東部交流センターとの交流体制の構築が謳われており、5 施設の一元化など、プラザの管理運営が始まれば各施設の役割分担も明らかになることから開示するのが妥当である。

イ P 7 ～ 8 見学ツアーや講座等の事業の説明

事業が実施されれば、講座等の事業告知を見た者や事業に参加した者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

ウ P 10 の上段本文 3 行～ 5 行、中段本文 1 行～ 5 行の文書と図画中の文言

仕様書 P 4 「3. 協力体制(4)②」の中で、東部環境工場、三山荘、東部交流センターとの交流体制の構築が謳われており、事業が実施され、参加者募集などの情報提供が開始されれば明らかとなるものであり、開示するのが妥当である。

また、図画中の文言についても、プラザを環境学習の拠点として活用するのであれば、市民のために学習の目的を明らかにする必要があると考えられることから、開示するのが妥当である。

エ P 11 の上段見出しと本文 1 行～ 4 行の文書

事業が実施されれば、事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

オ P 11 の中段本文の ア)、イ)、エ) 及び P 12 上段の オ) の文書

ア) の「定期的に各図書館の蔵書を長期間(3ヶ月程度・1回あたり50冊)借り受けることも計画します。」の部分は、営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため、不開示とする。

イ) の「各種資料(図書・DVD)」以下の部分、オ) の「九州・沖縄の加盟企業」以下の部分については、事業が実施されれば利用者が知ることとなるため、開示するのが妥当である。

ア)、イ)、オ) の協力企業名の部分については、第三者との取引関係を示すもの

で、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため、不開示とする。

エ)の部分については企業体の構成企業が保有する資料を展示することについての記載内容であり、展示されれば周知のものなるため、開示するのが妥当である。

カ P 1 2 の上段④の本文4行～6行の文書、イ)、ウ)の文書

事業が実施されれば、事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

P 1 2 のウ)の協力企業名及び協力団体名の部分については、協力企業であることは第三者との取引関係を示すもので、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

キ P 1 3 の上段本文6行～7行の文書、各写真とその下の文言

的確な情報を伝えるために各種の資料を収集することは当然のことであり、独自に資料を収集することをあえて伏せる必要はなく、また写真の資料でなければ相談対応や研修ができないとは考えられないことから、開示するのが妥当である。

ク P 1 3 の下段本文3行～5行の文書

プラザに寄せられる相談が、構成企業でなければ回答が不可能なものとは考えられず、また、構成企業に寄せられた相談についての回答をプラザに寄せられた相談の回答に利用することを開示しても構成企業に不利益が生じるとは考えられないことから、開示するのが妥当である。

ケ P 1 4 の下段の見出しと本文2行～5行の文書

来館者がプラザに設置されたパソコンを利用すれば明らかになる内容であり、開示するのが妥当である。

コ P 1 5 の上段の見出しと本文2行～4行の文書

事業が実施されれば、事業の告知を見た者や事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

サ P 1 5 の下段の文書

市民からの個別相談に対する回答の基となる情報が記載されているが、開示することにより、企業体が不利益を被るような特別の情報源やノウハウとは考えられず、開示するのが妥当である。

シ P 1 6 の2行目の見出しと直下の本文5行～8行の文書

「魅せる展示方法の導入」については、P 1 6 の下段②の本文1行～2行に「見せる展示から魅せる展示方法に変更することで、商品の価値を最大限に引き出し譲渡数の増加に寄与できるような陳列努力を致します。」と記載されており、また、「焼却処分ゼロへの挑戦」については、P 1 9 の⑥の本文6行～7行に「これこそが、リサイクル情報プラザが率先垂範して市民の方々にお伝えすべきことと考えています。」

と記載されており、こういう考えであればこれらの見出しの文言を開示しても問題はないと言える。

再使用品の譲渡件数の促進手法の検討は、指定管理者として指定されたものが当然行うべきものであり、また、焼却処分はしないという考え方については、上記のとおり「却処分ゼロへの挑戦」という文言を開示することから、開示が妥当である。

ス P 1 6 の下段の本文 4 行～ 5 行、写真とその下の文言

展示されれば一般の目に触れるものであり、開示するのが妥当である。

セ P 1 8 の 1 行目の見出しと文書及び図画

会員を募集し、カードを発行する際に、利用者に必然的に説明しなければならない内容であり、開示するのが妥当である。

ソ P 1 9 の上段の見出しと本文 1 行～ 7 行の文書

この文書の末尾で「これこそが、リサイクル情報プラザが率先垂範して市民の方々にお伝えすべきことと考えています。」と自ら述べており、開示するのが妥当である。

タ P 1 9 の下段の見出しと本文 2 行～ 1 0 行の文書、写真と下の文言

雨天時にフリーマーケットが開催されれば明らかになる内容であり、開示するのが妥当である。

市の施設におけるフリーマーケットの風景写真であり、開示しても問題はないと考えられる。

チ P 2 5 の中段本文 2 行目の文書

見出しで「エコ活動の拠点として・・・」と表現してあり、2 行目以外の文書を開示して構わないのであれば、当該部分を不開示とする理由はないと考えられるため、開示するのが妥当である。

ツ P 2 5 の下段本文 2 行～ 6 行の文書、写真とその上の文言

事業が実施されれば、来館者や事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

写真については、一般に公開された絵画コンクールのものであり、開示するのが妥当である。

テ P 2 6 の写真

ユニフォームや名札は、プラザの管理運営が始まれば必然的に来館者の目に触れるものであり、当庁が不開示としている部分を除き、開示するのが妥当である。

ト P 2 7 の写真とその下の文言

来館者に情報提供するための掲示板であり、開示するのが妥当である。

ナ P 2 8 の下段の④と⑤の文書

④のホームページのリンク先の設定は利用者の利便性の向上を図るものであり、また、ホームページを閲覧すれば誰でも確認できるものであることから、開示するのが

妥当である。

⑤のQ&Aについては、ホームページが公開され利用者が閲覧すればQ&Aの存在は明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

ニ P 2 9 の上から 3 行目～4 行目の文書と写真

P 2 9 の上から 7 行目の文書と写真

P 2 9 の上から 9 行目の文書と写真

P 2 9 の下から 8 行目～6 行目の文書

いずれも、ホームページが公開され閲覧可能になれば容易に知り得る情報であり、開示するのが妥当である。

ヌ P 3 0 の文書、写真、図画

特にノウハウ的なものの記載はなく、ラジオの放送や情報誌の発行が行われれば、周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

ただし、中段 1 行目の「（協力企業）」の文言については、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を示すものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものであることから、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

また、P B J 取締役の個人名は個人が特定される情報であり、不開示とする。

ネ P 3 1 の 2 行目～4 行目の文書及びその下の文言、図画

2 行目～4 行目の文書は、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を示すものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものであることから、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

文言及び図画については、「【協力表明媒体社】」の文言を上記と同じ理由で不開示とし、その他の社名、図画は周知のものであるため、開示するのが妥当である

ノ P 3 1 の中段の文書

広報資料を施設等に置かせてもらうためにお願いして回るの一般的な広報手法であり、リーフレットや新聞が各施設等に置かれることで、周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

ハ P 3 6 の写真及びその下の文言

日常清掃の風景写真であり、また顔の部分を開示しなければ個人が特定される情報ではないため、開示するのが妥当である。

ヒ P 4 6 の下段の写真

研修会場の写真であり、個人が特定できる部分を不開示とすれば写真自体の開示に問題となる点はなく、開示するのが妥当である。

フ P 6 7 の上段の写真及びその下の文言

マンション関連企業のペットボトル回収運動用の回収容器の写真であり、文言についても開示することによって企業体が不利益を被ることはないと判断されることから開示するのが妥当。

ヘ P 6 7 の中段の写真及びその下の文言

一般的に目にするエコ活動の啓発ポップなどの写真であり、文言についても開示することによって企業体が不利益を被ることはないと判断されることから開示するのが妥当。

ホ 様式 2-2 「企画事業実施計画書（24～28年度）」

1 ページ目の「図書・資料室の運営（本・DVD貸出し）」欄の③協力企業との連携の部分、4 ページ目の「情報プラザに案内人を配置・育成」欄の②協力企業の協力の部分、5 ページ目の「新しい図書資料・DVDの購入と蔵書の提供」欄の①協力企業との連携の部分については、第三者との取引関係を示すものであり、不開示とする。

その他の部分については、事業が実施されれば、来館者や事業への参加者には内容が明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

マ 様式 3-2 「企画事業収支予算書」（24～28年度）の事業名欄の項目

実施予定の事業の名称であり、事業が実施されれば明らかになるものであり、開示するのが妥当である。

(4) インターネット等で公開されている、あるいは施設見学により誰でも容易に知り得る情報である点に着目して開示の可否について判断したもの。

ア P 4 1 写真

施設名称はP 4 2 に記載されており、施設の外観写真はインターネットで公開されていることから容易に閲覧できるため、開示するのが妥当である。

イ P 4 3 写真

施設名称はP 4 0 に記載されており、施設の外観写真はインターネットで公開されていることから容易に閲覧できるため、開示するのが妥当である。

ウ P 6 6 の上から5行目の見出しと中段の下線入り文書の2行～3行の文書及び写真
熊本市や環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証については、宣言後や認証取得後は、インターネットで公開されるものであり、情報を開示しても不利益が生じるとは考えられず、宣言したりするのであれば敢えて秘密にする必要はなく、開示するのが妥当である。

エ P 6 9 の1行～3行の文書と写真

当該施設は施設見学を受け入れており、施設見学を行えば容易に知り得る情報であり、開示するのが妥当である。

オ P 7 2 の中段5行目～7行目の文書

P 7 2 の下段の 3 行目～ 4 行目の文書

P 7 2 の写真及びその下の文言

熊本県の「くまもと子育て応援の店・企業推進事業」は登録後、熊本県のホームページで公開されるもので、構成企業もそれを承知で登録を行っているものと考えられることから、開示するのが妥当である。

また、「両立を支援する当社独自の雇用環境整備を実施しています。」との部分については、どのような雇用環境整備が実施されているのか具体的内容が記載されておらず、この部分を開示しても不利益が生じるとは考えられず、開示することに問題はないと考えられる。

写真や文言についても、マッサージやヨガ教室の一般的に目にするような風景写真等であり、顔など個人が特定できる部分を不開示とすれば、開示することに問題はないと考えられる。

(5) 町内自治会など地域の団体等が参加するものであるが、こうした取り組みを行うことをノウハウだとしても、市民協働の取組みとして、地域の代表者などを交えてプラザの活性化に取り組んでいることを公開した方が、地域住民の活動の活発化や企業の利益に繋がると考えられる点に着目して開示の可否について判断したもの。

ア P 2 7 の中段の文書と図画

地域に活用され愛される施設を目指して地域振興と活性化を目的に開催される地域住民を交えた協議会を設置することは経営上のノウハウかもしれない。

しかし、管理運営開始後は、プラザが地域の代表者などとともにプラザの利用促進のために、協働で取り組んでいることを市民（特に地域住民）に対して積極的に公開した方が、企業のイメージアップやプラザの利用促進に繋がると考えられ、また、協議会に参加する地域の代表者の積極的な発言の促進や地域住民の活動の活発化にも効果があると考えられる。

こうしたことから、この文書と図画は開示するのが妥当である。

イ P 3 1 下段の文書

地域の町内会などの回覧板を利用することは当該地域の住民には周知のこととなり、回覧板を利用して広報することを公開しても、企業体や町内会などに不利益が生じるとは考えられないことから、開示するのが妥当である。

2 開示することにより、企業体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあると考えられ、不開示が妥当と判断したもの。

(1) P 5 の中段本文の 4 行から 5 行の文書

企画立案に関する文書であり、営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類す

るものと考えられるため、不開示とする。

(2) P 1 3の上段本文8行～9行の文書

企業内部での独自の勉強会についての情報であり、経営方針、人事等の内部管理に関する情報に該当すると考えられるため不開示とする。

(3) P 1 7の下段本文の7行目から8行目の文書

プラザ利用者数の増加を図るための独自の取組みと考えられ、営業上又は販売上のノウハウに関する情報と判断されるため、不開示とする。

(4) P 2 4の最下段本文の2行～5行の文書

協力企業の存在は、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係に基づくものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものである。

このため、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

(5) P 2 4下段～P 2 5にかけての協力表明企業一覧

他の企業への事業協力の呼びかけは、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を基に行うものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものである。

このため、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

(6) P 2 6上段の図画

図画については、公の施設の効用を最大限に発揮する方策について異議申立人が独自に考えた関係図と考えられ、営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

(7) P 3 7の中段の「4. 定期清掃業務」の段の1行～2行目の文言

「プラザ企業体協力企業」の文言は、異議申立人が経営する企業のこれまでの事業活動で培った関係を示すものであり、また、この情報は第三者との取引関係を示すものであることから、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

(8) P 4 4上段本文の5行目～6行目の文書及びその下の図画

経営上発生する権利・義務の履行など、企業の内部管理に関する情報が記載されており、不開示とする。

(9) P 4 6の上段2行目～7行目の文書及びその下の文言

企業内の研修制度や資格取得の際の融資制度についての説明であり、企業の内部管理に関する情報と判断されるため、不開示とする。

(10) P 5 7の中段表内の文書と表直下の文書

企業体の構成企業の労働災害件数等が記載されており、企業の内部管理に関する情

報であり、不開示とする。

(11) P58上段の図画

職員の労働災害防止対策について記載されており、企業の内部管理に関する情報に類するものと考えられることから、不開示とする。

(12) 様式3-1「事業計画に関する収支予算書(24～29年度)」の支出に関する金額

プラザの指定管理者となった場合の経費配分に関する情報であり、予算の内訳が公開されると営業上のノウハウや経営方針等が明らかになる恐れがあるため、不開示とする。

(13) 様式第8号「職員配置・組織体制計画書」の「2職員配置計画」及び「3組織図」

管理運営に係る組織体制や職員配置については、市民への説明責任や施設の管理運営の透明性の確保の観点から開示するのが妥当である。

ただし、「2職員配置計画」表中の氏名(代表は除く)、年齢及び「資格・経験等」欄の代表者としての役職名については、個人が特定され得る情報であり、また雇用状況については人事等に関する企業の内部管理に関する情報と考えられるため不開示とする。

また、「3組織図」最下段の構成企業より出向予定の部分についても、人事等に関する企業の内部管理に関する情報と考えられるため不開示とする。

(14) P70～P71の文書

障害者雇用や高齢者雇用など、経営方針、人事等の内部管理に関する情報に該当すると判断されることから、不開示とする。

※別添資料の開示の可否についての判断

別添-1 (P5の上段本文1行目)

「熊本市リサイクル情報プラザ管理運営業務仕様書」のP12からP15に記載されている内容であり、開示するのが妥当である。

別添-2 (P10の①本文4行目)

体験会や施設見学の写真であり、これらの内容は事業が実施されれば一般に知られることとなるため、写っている人の顔など個人を特定できる部分を不開示とすれば、写真自体を開示することに問題はないと考える。

別添-3 (P11の②本文2行目)

事業実施にあたって、会員募集の際に説明すべき内容であり開示するのが妥当である。

別添-4 (P11の③アの2行目)

P 1 1 の③のアの 2 行目に、最新リストを公開すると記載されていることから、開示するのが妥当である。

別添-5 (P 1 2 の上から 2 行目)

「九州環境ネットワーク協力加盟店一覧」は、インターネットで確認可能であるため開示するのが妥当である。

別添-6 (P 1 2 の④本文 5 行目)

エコ・クッキングについては、インターネットでその概要は把握可能であり、開示するのが妥当である。

別添-7 (P 1 2 の④アの 2 行目)

事業が実施されれば、プラザ利用者や事業参加者には周知のものとなる内容であり、開示するのが妥当である。

別添-8 (P 1 3 の①本文 1 行目)

一般的な電話対応マニュアルの内容であり、独自のノウハウが盛り込まれているようなことがないことから、開示するのが妥当である。

別添-9 (P 1 5 の⑤エ)

記載されているのは、家電 4 品目の処分についての通常に対応方法であり、開示するのが妥当である。

別添-1 0 (P 1 7 の④本文の下から 1 行目)

プラザ利用者数の増加を図るための取組みであり、営業上又は販売上のノウハウに関する情報と考えられるため、不開示とする。

別添-1 1 (P 1 9 の⑦本文の下から 3 行目)

P 1 9 下段⑦の青空フリーマーケットの雨天時開催についての取組みを、より詳細に記載したものであり、営業上又は販売上のノウハウに関する情報と考えられるため、不開示とする。

別添-1 3 (P 2 4 の表)

協力企業であることは第三者との取引関係を示すもので、この情報は営業上又は販売上のノウハウに関する情報に類するものと判断されるため不開示とする。

別添-1 4 (P 2 8 の中段)、別添-1 5 (P 2 8 の最下段)

ホームページデザインのサンプルであり、ホームページの運用が始まれば一般に広く閲覧可能となるため、開示するのが妥当である。

別添-1 6 (P 3 0 の上から 3 行目)

情報媒体へのニュースリリースの際に使用する依頼文のひな形であり、内容に特別な部分は見受けられず、開示するのが妥当である。

別添-1 7 (P 3 0 の中段本文 5 行目)

この文書は、協力企業のラジオ番組のタイムテーブルで、同社のホームページから

容易に入手できるものであり、開示するのが妥当である。

別添-18（P30の下段本文2行目）

この文書は、子ども新聞に実施計画事業の告知を掲載する場合の掲載例であり、事業が実施されることになり子ども新聞に掲載されれば周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

別添-19（P31の中段6行目）

この文書は、リサイクルプラザ新聞の内容見本であるが、新聞が発行されれば周知のものとなることから、開示するのが妥当である。

別添-20（P36の1の①3行目）

「熊本市リサイクル情報プラザ管理運営業務仕様書」のP34からP35に記載されている「清掃業務の周期」及びP36からP45に記載されていると同様の内容であり、開示するのが妥当である。

別添-21（P37の2）、別添-22（P37の3）

これらの文書は、清掃体制を示したものであり、「経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報」に類すると考えられるため、不開示とする。

別添-24（P53の①）、別添-25（P53の②）

アンケート調査が実施され、結果がまとまればアンケート項目も公表することとなるため、この文書を開示しても問題はないと考えられる。

別添-26（P54の中段4行目）、別添-27（P55の上から2行目）

業務日報及び苦情・意見処理簿については、最終的に委託者と指定管理者が打合せのうえ決定されるべきものであり、また文書の中に秘密にすべき特別な記載項目がないことから開示するのが妥当である。

別添-28（P56の下から1行目）

クレーム処理のフローチャートであるが、フローチャートに基づき対応したクレームの対応結果が蓄積されればそれはノウハウといえるかもしれないが、フローチャート自体は同様のフローチャートがインターネットで容易に閲覧可能であることから、開示するのが妥当である。

別添-29（P62の上段本文6行目）

これらは、非常時のマニュアルであるが、プラザ利用者の安全安心の観点からすれば、非常時に如何なる対応がとられ、どのようにプラザ利用者の安全安心の確保がなされるのかということは重要なことである。

また、これらのマニュアルは他の企業等においても一般的に作成されるのが通常であり、インターネットによって容易に閲覧可能である。

こうした点を考慮すると開示するのが妥当である。

別添-30（P63の上から6行目）

災害や事故が発生した際に関係機関にその状況を報告することは当然のことであり、また記載内容を見ても特別秘密にすべき部分はなく、開示するのが妥当である。

別添-3 2（様式2-2）、別添-3 3（様式2-2）、別添-3 4（様式2-2）

指定管理者によるプラザの管理運営が始まれば、プラザ利用者や講座受講者などに周知のものとなるため、開示するのが妥当である。

第5 審議会の判断

1 本件の争点

本件請求文書に係る本市の公の施設の指定管理者制度については、熊本市「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に沿って運用されている。

同指針において、選定された申請者の申請関係書類については、熊本市情報公開条例第7条にあたる部分を除き、申請者の承諾を得ず開示することとされている。

今回、実施機関は、文書等の開示決定を行うに当たり、申立人が開示されると支障が生じると回答した部分には熊本市情報公開条例第7条第3号ア「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する部分は見当たらなかったとしている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書で実施機関が開示決定した部分のうち、申立人が不開示を求める箇所が熊本市情報公開条例第7条第3号アに該当するかが基本的な争点となる。

2 不開示情報の存否に係る判断（条例第7条第3号アの該当性）

本市情報公開条例の基本的な理念において、本市が保有する文書等の開示を請求する権利を保障し、本市の諸活動を市民に対する説明責務を全うし、もって市政運営の発展に寄与することを定めており、同条例第5条において何人も実施機関に文書等の開示を請求できるものとしている。

しかしながら、条例はすべての文書等の開示を義務づけているわけではなく、第7条本文において、開示請求に係る文書等に同条各号のいずれかに該当する不開示情報が記載されている場合は、原則開示の例外として実施機関は開示請求に対して開示してはならない義務を負うとしている。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

本審議会は、審査にあたり開示決定した情報（平成24年1月24日に実施機関が決定したもの）のうち不開示部分を除いた情報のみでは、申立人の主張のとおり不開示理由があるか否かの判断がつかないことから、実施機関に対して、条例第19条第1項の規定により、不開示部分の情報の提出を求めた。

当該不開示部分を含む情報を確認し、申立人の主張及び実施機関の主張の内容を検討した。

検討を行ううえで、申立人の主張及び実施機関の主張にある詳細な分類及び理由等を踏まえ、当審議会として本件文書の該当部分を下記に分類し、判断した。

（1） 分類について

ア 企業秘密・ノウハウについて

(7) 生産技術、営業・販売上のノウハウ

- ・企業活動において蓄積した高度な技能・手法、実績に基づく分析データ等
 - ・その企業又は特定企業のみが保有する物の名称や技術等を表す記号等
 - ・時間の経過に関係が無いもの（次回の指定管理の際も秘密とすべき事項等）
- など、一般に対外的に秘密とすべき事柄

(4) 申請書の記載事項・内容、表現・表示について

- ・記載に使用される文言は、一般的に知られ、使用されるものであるが、記載の方法として、文章の書き方に独自性があり、図画を入れることで、特に効果的に内容を表現する工夫がされているもの
- ・記載の語句や名称は、一般的に知られ、使用されるもの及び通常の企業活動等の業務を表したもの
- ・上記の語句等を単体又は合わせて申請書に記載することを通常行わないものなど、特殊な表記又は効果的な文章・図画等を用いて独自性の高い記載もの、また、申請書のアピールを効果的に行うために用いたもの

イ 共同企業体に関する情報について

(7) 共同企業体の構成企業に関する情報

a 構成企業活動に関する情報

リサイクル情報プラザ運営共同企業体としての事業活動等の情報ではなく、構成企業の事業活動内容等に関するもの

b 経営方針、経理、人事等の内部管理の情報

リサイクル情報プラザ運営共同企業体に係る書類等に押印された実印（実印と分かる場合）、財務内容を示す帳簿、人事管理に係る書類等、企業体の内部管理に係るもの、社会的評価・信用等に関するもの

(4) 共同企業体の協力企業に関する情報

リサイクル情報プラザの管理運営に当たって、同運営共同企業体への協力表明している企業に係る名称及び事業活動等に係るもの

(2) 分類別の判断

ア 企業秘密・ノウハウについて

(7) 生産技術、営業・販売上のノウハウ

上記の情報は、条例第7条第3号に該当すると考えられるが、本件文書に該当部分があると認めることができない。

(イ) 申請書作成上のノウハウ（記載事項・内容、表現・表示）

本件文書の記載事項・内容に申立人がこれまでの事業活動等により培ってきた施設管理運営上のノウハウが含まれていること及び本件文書の作成にあたって申立人の創意・工夫による独自の表現・表示方法が用いられている部分があることは、申立人が主張するとおりである。

しかしながら、本件文書は、熊本市の公の施設であるリサイクル情報プラザの指定管理者に選定されることを目的として提出された申請書であり、申請者が当該施設の管理運営をするにあたりいかなるノウハウを有しているかを、独自の表現・表示方法によって、選定者にプレゼンテーションするためのものに他ならない。そして、市の公の施設に関するものである以上、その指定管理者となるべき者がいかなる管理運営上のノウハウを有しているか、また、指定管理者に選定されるにあたりいかなるプレゼンテーションがなされたかについては、当然に市民が知ることができなければならない。

したがって、本件文書の記載事項・内容に含まれている申立人の施設管理運営上のノウハウ及び本件文書の作成にあたって用いられている申立人の独自の表現・表示方法はいずれも、条例第7条第3号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しないというべきである。

これに対し、申立人は、一般の市民に対する開示については理解を示す一方で、本件開示請求者が同業他社によるものであることを理由に、申立人のノウハウや提案書（申請書）が利用・公開された場合、申立人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する結果となると主張する。

しかしながら、前記のとおり、情報公開条例は、市民に対し、市が保有する文書等の開示を請求する権利を保障し、市の諸活動を市民に対して説明する責務を全うする観点から、「何人」に対しても等しく開示請求権を認めている。このような条例の趣旨からして、同業者である等の開示請求者の属性によって開示・不開示についての取扱いを異にすることは許されない。よって、開示請求者が同業他社であることを理由に不開示を求める申立人の主張は容れることができない。

なお、本市条例に基づき文書等の開示をする場合は、著作権法第42条の2により著作権を侵害するものとはならないとされていることなどから、申立人の主張する知的所有権の問題とはならない。

よって、開示が適当と判断した。

イ 共同企業体に関する情報について

(7) 共同企業体の構成企業に関する情報

a 構成企業活動に関する情報

上記の情報には、共同企業体の構成企業としての活動等を示しているものであり、具体的に営業等の活動として行っているものであり、その活動を通じて当然に知り得る情報等であるため、開示が適当と判断した。

b 経営方針、経理、人事等の内部管理の情報

上記の情報は、構成企業の経理、人事等の内部管理に関する情報であり、当該構成企業の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

実印の印影が公開することにより、印鑑が偽造され、法人の利益が損なわれるという事態が生じる蓋然性が高いことから不開示が相当であると判断した。

(4) 共同企業体の協力企業に関する情報

上記の情報は、リサイクル情報プラザの管理運営に当たって、共同企業体への協力を表明し、構成企業と共に同プラザの活動を行うこととなるものである。

その活動を通じて当然に知り得る情報等であり、協力企業の情報を開示することにより当該企業等の信用力、社会的評価の利益阻害性を侵害するとは考えられないため、開示が適当と判断した。

3 結論

以上により「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		高 木 絹 子
委	員	大 江 正 昭
委	員	馬 場 啓
委	員	澤 田 道 夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成24年3月7日	熊本市長から諮問を受けた。
平成24年11月30日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成25年 1月21日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成25年 4月26日	諮問の審議を行った。
平成25年 5月22日	諮問の審議を行った。
平成25年 6月24日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した後に諮問の審議を行った。
平成25年 7月17日	諮問の審議を行った。
平成25年 8月 7日	諮問の審議を行った。
平成25年 9月 4日	答申（案）の審議を行った。
平成25年10月10日	答申（案）の審議を行った。
平成25年11月20日	答申（案）の審議を行った。
平成25年12月 9日	答申（案）の審議を行った。